

○中標津町総合発展計画審議会条例施行規則

平成2年3月31日規則第6号

改正

平成3年3月25日規則第10号

平成5年4月12日規則第25号

平成9年3月31日規則第10号

中標津町総合発展計画審議会条例施行規則

(趣旨)

**第1条** 中標津町総合発展計画審議会条例(平成2年条例第2号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項はこの規則に定めるところによる。

(専門部会)

**第2条** 条例第7条の規則による専門部会(以下「部会」という。)の設置は諮問事項に応じて審議会で決定する。ただし、当該諮問に係る審議が終了したときは、解散するものとする。

2 部会の委員は、審議会で決定する。

(部会長及び副部会長)

**第3条** 部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長の選任等については、条例第5条の規定を準用する。

3 部会の招集は、部会長が招集し、専門部会の審議は条例第6条の規定を準用する。

4 部会長は、部会の調査、審議に係る経過を審議会に報告するものとする。

(合同専門部会)

**第4条** 会長は、必要に応じ、2以上の専門部会をもって合同専門部会を開催することができる。

(意見の陳述)

**第5条** 部会長及び副部会長は、その所掌する事項について、必要があるときは、他の部会に出席し、意見を述べることができる。

(審議会の事務処理)

**第6条** 条例第8条の規定により審議会の庶務は、中標津町総合発展計画策定事務局である総務部が処理する。

(その他)

**第7条** この規則に定めるもののほか審議会に必要な事項は会長が審議会にはかり定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年3月25日規則第10号)

この規則は、平成3年4月15日から施行する。

附 則 (平成5年4月12日規則第25号)

この規則は、平成5年4月12日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日規則第10号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。